

# マイナンバーカードの受取について（ご案内）

汎用版

原則的には、申請者本人が本人確認書類の原本を提示の上、お受け取りいただくことになります。

## ◎マイナンバーカードの受取に必要な持ち物

原則必須	1	はがき（マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書）
	2	本人確認書類（次の①・②のいずれか1セット） ①A 1点 ②B 2点
	3	通知カード（所持している場合）＊紛失した場合は、紛失届を記入いただきます。
	4	マイナンバーカード（再交付の場合等）＊新しいカードの交付時に回収します。

### 【本人確認書類】

A	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、個人番号カード（有効期間満了日から6か月以内）、旅券（パスポート）、在留カード（顔写真付き）、特別永住者証明書（顔写真付き）、一時庇護許可書、仮滞在許可書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）、療育手帳
B	資格確認書、保険証、共済組合の組合員証、医療費受給者証、高齢受給者証、負担割合証、限度額適用認定証、病院の診察券（本人確認書類として使用できるのは1点まで）、各種年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書、母子健康手帳（出生届出済証明があるもの）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、自立支援医療受給者証、恩給証書、社員証、官公署の職員証、学生証、個人番号カード顔写真証明書（親権者、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、施設長、病院長、ケアマネジャー及びその所属する事業者の長などが作成したもの）など

- ・「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」のいずれかの記載があり、有効期限の定めがある書類は、有効期限内であること。
- ・書類に記載された全ての情報が住民票の情報と一致していること。

## ◎申請者本人が「15歳未満の方」や「成年被後見人等」の場合

申請者本人が「15歳未満の方」や「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人」の場合は、法定代理人等（親権者や成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の同伴が必要となります。また、上記1～5の持ち物以外に下記の書類が追加が必要となります。

### 15歳未満の方の場合

- ・戸籍謄本（本籍地が滝沢市の場合や住民登録が同一世帯の場合は不要）
- ・親権者の本人確認書類（A 1点 又は B 2点）

### 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人の場合

- ・登記事項証明書
- ・代理行為目録（被保佐人、被補助人、任意被後見人の場合）
- ・成年後見人等の本人確認書類（A 1点 又は B 2点）

代理人による受取は裏面をご確認ください➡

## 代理人によるマイナンバーカードの受取について（ご案内）

代理人によるマイナンバーカードの受取は、やむを得ない理由により申請者本人が来庁することが難しい場合に限定されています。仕事や学業が忙しいといった理由は、認められておりません。

### ◎代理人による受取の場合

原則 必須	1	はがき（マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書）
	2	申請者本人の本人確認書類（次の①～③のいずれか1セット） ただし、1歳未満が対象の顔写真なしマイナンバーカードの場合は、B 2点 ①A 2点 ②A 1点+B 1点 ③B（顔写真付き）1点+B（顔写真なし）2点
	3	代理人の本人確認書類（次の①・②のいずれか1セット） ①A 2点 ②A 1点+B 1点
	4	本人が来庁困難であることを証明する書類（下記の表をご確認ください。）
	5	代理権を証明する書類（下記の表をご確認ください。）
6	通知カード（所持している場合）*紛失している場合は、紛失届を記入いただきます。	
7	マイナンバーカード（再交付の場合等）*新しいカードの交付時に回収します。	

### 【代理受取が可能な「やむを得ない理由」一覧表】

やむを得ない理由	4 本人が来庁困難であることを証明する書類	5 代理権を証明する書類
未就学児、小学生、 15歳未満の中学生	生年月日入りの本人確認書類	戸籍謄本（本籍地が滝沢市の場合や 住民登録が同一世帯の場合は不要）
15歳の中学生	生年月日入りの本人確認書類	委任状※
高校生、高専生	学生証、在学証明書など	委任状※
75歳以上の高齢者	生年月日入りの本人確認書類	委任状※
施設に入居している方	入所証明書、施設長が作成した顔 写真証明書など	委任状※
障がいのある方	障害者手帳など	委任状※
長期入院している方	入院計画書、病院長が作成した顔 写真証明書など	委任状※
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、ケアマネジ ャー及びその所属する事業者の 長が作成した顔写真証明書など	委任状※
妊婦	母子健康手帳など	委任状※
成年被後見人、被保佐人、 被補助人、任意被後見人	登記事項証明書及び代理行為目 録（被保佐人、被補助人、任意被 後見人の場合に必要）	登記事項証明書及び代理行為目録 （被保佐人、被補助人、任意被後見 人の場合に必要）
ひきこもり状態にある方	相談している公的な支援機関が 作成した顔写真証明書	委任状※
長期出張者、長期に航行 する船員など	出張命令書、辞令（長期出張の事 実等を客観的に証明する書類）	委任状※
海外留学している者	査証及び留学先の学生証の写し	委任状※

※委任状は、上記1「はがき」の代理人の欄を申請者本人が記入したものをお持ちください。